

日本ろう者スキー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <http://japandeafski.jp/about/associationoutline/定款・規則/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1) 組織運営に関する中長期基本計画 R2年度社員総会において、デフリンピック開催間隔（4年）をスパンとした中長期基本計画（協会活動方針）を示達し、次の通り協会理念を明確にした。</p> <p>【理念】 「内外から信頼されるNF団体であり続けるために、スポーツ・インテグリティを確保していく」</p> <p>その理念に基づき、2020年度活動方針3本柱を次のように定め、HPに公表している。</p> <p>①協会事務所借り上げ ②危機管理体制の強化 ③タレント育成選手の発掘、育成</p> <p>各チームでは、協会の活動方針に基づいた個別事業計画を毎年作成している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協会活動方針（FY2020～2023） 2019年度社員総会みなし決議議事録 2020年度事業計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(2) 組織運営の強化 2020年度より、ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する弁護士を顧問弁護士として迎え入れている。</p> <p>当協会では、毎年強化指定選手、強化スタッフを対象に協会規程を使って次のインテグリティ教育を実施している。</p> <p>①不正行為の防止（ドーピング、八百長） ②パワハラ、セクハラ防止等 ③差別の禁止、違法ドラッグ、未成年の飲酒 ④SNSの適切な利用について</p> <p>こういった人材育成の取り組みは中期計画の中に具体化されていないため、インクリディ教育を通じた人材育成に関する具体的な計画を顧問弁護士の意見を取り入れながら次期中期計画（FY2024～2027）を2023年10月末までに盛り込む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧問弁護士契約にかかる理事会決議議事録 顧問規程

3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(3) 財務の健全性確保</p> <p>財務関係の管理運営は、毎年度の手順を踏むことで財務の健全性の確保に努めている。</p> <p>① 4月の理事会で、「短期財務計画」、「長期財務計画」を審議</p> <p>② 5月の理事会では、収支決算を審議</p> <p>③ 監事による監査を実施</p> <p>④ 6月の社員総会総会で代議員会に報告</p> <p>⑤ 財務関係の資料をHPで公表</p> <p>但し、以上の手順は明文化されていないため、理事会を中心に「財務管理規程」を作成し、2021年10月までに公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期財務計画 ・長期財務計画
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>① 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>(1) 組織の役員</p> <p>① 外部理事、女性理事の目標割合</p> <p>2020年7月現時点で理事10名中女性理事5名(50%)、外部理事0名(0%)であるが、目標割合を明記した規定はない。2025年6月の改選時に外部理事10%、2031年6月の改選時に外部理事25%を目標とするよう、次期中期計画（FY2024～2027）を2023年10月末までに目標値を盛り込む。</p> <p>外部理事については、学識経験者として就任した次のa～cでない者とするが、他デフスポーツ団体役員やパラスポーツ団体役員等、当該スポーツ以外の競技経験に基づく知見による貢献を期待して理事として任用する場合には外部理事とする。</p> <p>a. 当連盟の役職員等であった者、及び、加盟団体の役員であった者</p> <p>b. 代表選手として、国際競技大会への出場経験があった者</p> <p>c. 指導者として、高い指導者実績を有したことがあった者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>(1) 組織の役員</p> <p>② 評議員会</p> <p>当協会では、定款上評議員でなく代議員制度を採用しているため、この項目は該当しない。但し組織の多様性を確保するために、傘下チームから公平に2～4名の代議員を選出している。</p> <p>但し、代議員選出方法や女性代議員目標割合を明記した規定はないため、理事会を中心に「代議員選出規程」を作成し、2021年10月までに公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・社員総会議事録 ・役員名簿

6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1)組織の役員 ③アスリート委員会 H31年(2019年)度より加盟チーム毎にアスリート委員会を設置し、アスリートの意見を吸いあげる体制になっている。	・定款 ・アスリート委員会 規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(2)理事会 定款では理事の人数を4名以上10名以内、監事2名以内と定めており、2020年7月現時点で10名の理事、1名の監事で構成されている。また、加盟チームから代表者、強化責任者を含む理事を公平に2～3名選出、毎月1回以上必要に応じて理事会を開催する等、理事会の適正な規模、実効性の確保ができる体制としている。	・定款 ・理事会議事録 ・役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(3)役員の新陳代謝を諮る仕組み ①理事就任時の年齢制限 2021年3月現時点で、役員等の新陳代謝を図る仕組みがない。 このため、理事就任時の年齢制限や、再任回数の上限を含めて新陳代謝を図るための「理事会規程」、「役員選考委員会規程」を理事会を中心に作成し、2021年10月までに公表する。	・資料なし
	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(3)役員の新陳代謝を諮る仕組み ②理事の再任回数制限 2021年3月現時点で、役員等の新陳代謝を図る仕組みがない。 このため、理事就任時の年齢制限や、再任回数の上限を含めて新陳代謝を図るための「理事会規程」、「役員選考委員会規程」を理事会を中心に作成し、2021年10月までに公表する。	・資料なし

9			<p>【激変緩和措置（または例外措置）】</p> <p>次回理事改選時（2023年6月）に、改めて組織運営及び業務執行上（法人化前の団体における地位を含めて）10年を超えて引き続き在任することが特に必要である場合については、継続就任の必要性について説明を行う予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料なし
10	<p>[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること</p>	<p>(4) 役員候補者選考委員会</p> <p>2021年3月現時点で、役員候補者選考委員会等、理事会から独立した諮問機関がない。</p> <p>このため、顧問弁護士等外部有識者を含めた役員候補選考委員会を設置できるよう、「役員候補選考委員会規程」を理事会を中心に作成し、2021年10月までに公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料なし
11	<p>[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p>	<p>(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</p>	<p>(1) 法令を遵守するために必要な規程</p> <p>法令遵守のため、定款、倫理規定、強化指定選手行動規範、強化スタッフ規程等、法令遵守についての規程を整備し、HP上で開示している。</p> <p>今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・倫理規程 ・強化選手行動規範 ・強化スタッフ規程
12	<p>[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p>	<p>(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること</p> <p>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか</p>	<p>(2) その他組織運営に必要な規程</p> <p>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程</p> <p>法人運営に必要な一般的な規程として、事務分掌規程、加盟チーム規程、旅費交通費規程、謝金支給規程、入会金・会費規程、休会及び復会規程、慶弔見舞規程を整備し、HP上で開示している。</p> <p>今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌規程 ・加盟チーム規程 ・旅費交通費規程 ・謝金支給規程 ・入会金・会費規程 ・休会及び復会規程 ・慶弔見舞規程

13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(2) その他組織運営に必要な規程 ②法人の業務に関する規程 危機管理規程を整備し、HP上に開示している。 その他に法人業務に必要な「文書取扱規程」、「情報公開に関する規程」、「個人情報保護に関する規程」、「内部通報制度に関する規程」、「稟議規程」、「反社会的勢力対応規程」、「苦情処理規程」等については、2021年10月までに理事会を中心に整備し、公表する。	・危機管理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(2) その他組織運営に必要な規程 ③法人の役職員の報酬等に関する規程 当協会は理事に対する報酬等は発生しない(無報酬)ため、この項目は該当しない。	・資料なし
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(2) その他組織運営に必要な規程 ④法人の財産に関する規程 理事会を中心に「資産管理規程」を整備し、2021年10月までに公表する。	・資料なし
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(2) その他組織運営に必要な規程 ⑤財政基盤を整えるための規程 理事会を中心に、「広告掲載取扱規程」、「寄附金取扱規程」を整備し、2021年10月までに公表する。	・資料なし
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 デフリンピック日本代表選手の選考に必要な推薦名簿の作成に当たっては、「代表選手(国際大会派遣選手)選考規程」を明確にし、HPで開示した上で公平かつ合理的に行っている。また、不正行為(ドーピング、八百長)、パワハラやセクハラ、差別、そして違法ドラッグ、未成年の飲酒、SNSの不適切な利用を未然に防止し、選手の権利を保護するための「ドーピング防止規程」、「競技者等行動規範」、「ソーシャルメディア利用管理規程」を整備し、HP上に開示している。	・代表選手(国際大会派遣選手)選考規程 ・ドーピング防止規程 ・競技者等行動規範 ・ソーシャルメディア利用管理規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考 当協会は審判員制度がないため、この項目は該当しない。	・資料なし
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	(5) 弁護士への相談ルート 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、顧問弁護士(川上 大雅 先生)に相談できる体制を構築している。(http://www.satsukita-law.jp) 今後、体制整備の検討、規程の見直しなどを必要に応じて顧問弁護士と相談しながら整備していく。	・組織図 ・顧問弁護士契約にかかる理事会決議事録 ・顧問規程

20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会 平成27年11月に制定した「倫理規程第6条」で倫理委員会を設置することを明記しており、平成27年11月より運用中し、2021年3月現時点で、女性委員は12名のうち5名いる。(倫理委員会名簿は委員の安全を担保するため非公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規程 ・ 倫理委員会名簿 (非公表)
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(2) コンプライアンス委員会の構成員置 倫理委員会委員メンバーに、弁護士1名を含めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規程 ・ 倫理委員会名簿 (非公表)
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育 新型コロナウイルス感染拡大の影響で現時点では集合研修の実現性は少ないが、当協会役員向けに顧問弁護士によるコンプライアンス教育を毎年1回以上実施する方向で2022年度以降の事業計画に取り入れていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料なし

23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>(2) 選手及び指導者向け 加盟チーム毎に主催しているアスリート委員会で以下のインテグリティ教育を毎年実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不正行為の防止（ドーピング、八百長） 2. パワハラ、セクハラ防止等 3. 差別の禁止、違法ドラッグ、未成年の飲酒 4. SNSの適切な利用について <p>※使用した資料 フェアプレイ宣言 ドーピング防止規程 競技者等行動規範 ソーシャルメディア利用管理規程 倫理規程 処分手続き規程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート委員会規程 ・フェアプレイ宣言 ・ドーピング防止規程 ・競技者等行動規範 ・ソーシャルメディア利用管理規程 ・倫理規程 ・処分手続き規程
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>(4) 審判員向けのコンプライアンス教育 当協会は審判員制度がないため、この項目は該当しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>1) 専門家によるサポート 税務、会計については、隔年実施しているJSC実態調査で会計専門家による監査を受けている。また、その時に指摘があった場合は会計専門家のアドバイスを受けながら是正措置、歯止め処置を行っている。</p> <p>法律・法務等についても、顧問弁護士と顧問契約し、ガバナンスの整備について指導を受けるとともに、日常的に相談できるルートを確認している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・顧問弁護士契約にかかる理事会決議議事録 ・顧問規程
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>(2) 公正な会計原則 当協会では、加盟チームとも公正な会計原則に則った適切な財務・経理処理を行い、社員総会で承認された財務諸表を当協会HP上に公開している。</p> <p>会計監査においても、監事による監査の他、加盟チーム相互のクロスチェック体制による内部監査を実施し、公正な会計原則を担保している。</p> <p>但し、以上の手順は明文化されていないため、理事会を中心に「財務管理規程」を作成し、2021年10月までに公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収支会計決算書 ・貸借対照表 ・短期財務計画 ・内部監査報告書 ・監査報告書

27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に關し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(3)ガイドライン等の遵守 当協会は、国庫補助金等に関しては、スポーツ振興助成<会計処理の手引>、競技力向上事業【JPC事務手引き】等の定めに沿って適正に処理している。また、法令、ガイドライン等の遵守が確実に出来るよう、毎年JPC加盟団体会議に出席、JSCやJPC担当者から補助金利用に関する説明を受け、正しい事務手続きを行っている。なお、不正を行った場合には、倫理規程により懲戒処分の対象としている。	・収支会計決算書 ・強化事業報告書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務情報の開示 当協会は、法令に基づいて作成した財務情報等を毎年HP上で公開している。 また、法令で定められている法定備置書類の閲覧も協会事務所備え置きにより閲覧できるようにしている。 ただし、これらを明文化した規定がないため、理事会を中心に「情報公開規程」を整備し、2021年10月までに公表する。	・収支会計決算書 ・貸借対照表 ・短期財務計画 ・長期財務計画
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(2)法令に基づく開示以外の情報 ①選手選考に関する情報の開示 当協会が制定する規程については、全てHP上で公開している。また、当協会選手選考基準である「指定強化選手選出評価基準」、「冬季デフリンピック選手選考方法」についても、加盟チーム毎に選考基準を明確に決め、当協会HP上に公開した上で、所属選手に対して説明会を実施している。	・指定強化選手選出 評価基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(2)法令に基づく開示以外の情報 ②ガバナンスコードの遵守状況 ガバナンスコードの遵守状況についても、ガバナンスコード適合性審査自己説明資料（当シート）をHPに毎年開示していくこととしている。 第1回目となる自己説明資料を2021年3月31日までにHP上に公開する。	・ガバナンスコード 適合性審査自己 説明

<p style="text-align: center;">31</p>	<p>[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである</p>	<p>(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること</p>	<p>(1) 利益相反 現在は、関連当事者が関係する場合には相見積もりもしくは理事会審議する等、適正な管理を行っている。</p> <p>但し、この手続きは明文化はされていないため、理事会を中心に利益相反ポリシーを盛り込んだ「利益相反規程」を作成し、2021年10月までに公表する。</p>	<p>・資料なし</p>
<p style="text-align: center;">32</p>	<p>[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである</p>	<p>(2) 利益相反ポリシーを作成すること</p>	<p>(2) 利益相反ポリシー</p> <p>(1) で作成する「利益相反規程」の中に利益相反ポリシーを明記し、2021年10月までに公表する。</p>	<p>・資料なし</p>

33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報制度 処分手続規程で通報相談窓口を定め、平成27年11月より運用開始している。	・ 処分手続規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(2) 通報制度の運用体制 倫理委員会委員メンバーに弁護士が含まれており、処分手続規程で通報相談窓口を定めている。 但し、通報の仕組みを明確に定めた「内部通報制度に関する規程」は整備されていないため、2022年10月末までに理事会を中心に整備し公表する。	・ 倫理規程 ・ 処分手続規程 ・ 組織図

35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>(1)懲罰制度の構築</p> <p>懲罰制度は、「定款」、「倫理規程」、「処分規程」、「競技者等行動規範」等で懲罰について定め、HPで公開している。なお、処分手続きは理事会諮問機関である倫理委員会で処分審査することを原則としている。</p> <p>これらの規定は、毎年実施しているアスリート委員会でインクリディ教育と共に説明会を開いて周知徹底している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規程 ・ 処分手続規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>(2) 処分審査の中立性</p> <p>処分審査は、理事会諮問機関である倫理委員会において弁護士を含めた倫理委員でその職務を遂行している。倫理委員は通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員を審議メンバーから除外することで中立性を保っている。なお、専門性にも配慮し、処分の審査、及び、処分案については、弁護士の見解を確認することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規程 ・ 処分手続規程 ・ 倫理委員会名簿 (非公表)

<p style="text-align: center;">37</p>	<p>[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p>	<p>(1)自動応諾条項 懲罰や紛争等、日本スポーツ仲裁機構に関わる案件については、「処分手続規程」、「代表選手（国際大会派遣選手）選考規程」に自動応諾条項を定め、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分手続規程 ・ 代表選手（国際大会派遣選手）選考規程
<p style="text-align: center;">38</p>	<p>[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p>	<p>(2) 処分通知者への通知 処分に不服がある場合はスポーツ仲裁の判断を仰ぐことができることわかるような手続きの流れを図示した「処分手続きの進め方」をHP上に公開している。また、処分者対象者に対して交付している処分決定通知書（様式5）7項に「スポーツ仲裁の利用が可能である」旨の一筆を入れている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【図示】 処分手続きの進め方 ・ 処分決定通知書（様式5）

39	<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること</p>	<p>(1) 有事のための危機管理体制 当協会が制定している「危機管理規程」の中で「危機管理委員会」を明記、危機管理体制を構築している。また、危機管理マニュアルの一環として不祥事対応の一連の流れがわかるように「危機管理規程別表」に「緊急事態発生時の通報経路」をフローチャートの形にしている。また、不祥事対応として、処分手続規程に則って倫理委員会で処分する旨の規定も「危機管理規程」の中で明記している。 以上の「危機管理規程」、「危機管理委員会規程」は、共にHP上に公表している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規程 ・危機管理委員会規程 ・処分規程
40	<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施</p>	<p>(2) 調査体制 過去4年間において、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 但し、「危機管理規程」の中で、不祥事が発生した場合は対策室を設置し次の対応を取るように明記している。 ①情報の収集・確認・分析及び評価 ②応急対応・処置の決定・指示 ③原因の究明及び対策方針の決定 ④対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定 ⑤本協会内連絡の内容、時期、方法の決定 ⑥対策室からの指示、連絡できないときの代替措置の決定 ⑦対策実施上の役割分担等の決定、対策実行の指示、及び実行の確認 ⑧実施した対策の分析、評価 ⑨その他、必要事項の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規程

41	<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施</p>	<p>(3) 外部調査委員会設置 過去4年間において、危機管理事態及び不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。</p>	<p>・資料なし</p>
42	<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>(1) 地方組織等に対する指導と助言 当協会は地方組織を置かず加盟チーム制度をとっている。加盟チームに対して組織運営に必要な事務分掌規程を定めるとともに、各加盟チームの代表者、強化責任者を担当事事として本部理事会に登用、組織運営や業務執行について担当事事を通して適切な指導、助言および支援を行っている。</p>	<p>・事務分掌規程 ・加盟チーム規程</p>
43	<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>(2) 地方組織等に対する支援 当協会は地方組織を置かず加盟チーム制度をとっている。担当事事（各加盟チーム代表、強化責任者）に対して組織運営に必要な情報提供や研修会の実施等の支援を行っている。 また、組織運営とは関係ないが、競技に必要な情報提供も行っている。女性アスリート委員会についてはJPC/JSCや大学など外部団体が提供している資料、情報の共有化を行っている。禁煙については、当協会は禁煙を推奨しており、政府インターネットテレビの「たばこの煙の恐ろしさ 吸ってる人にも吸わない人にも知ってもらいたいこと」の上映会のみならず、日本医師会刊行の禁煙パンフレットにも取り組んでいただいている。</p>	<p>R2年度「JSC競技力向上事業」強化活動実施状況</p>